○茨城県立医療大学入学試験委員会規程

平成７年４月６日
医療大訓第９号
改正　平成12年４月19日
改正　平成25年１月23日
改正　平成25年12月18日
改正　平成27年５月27日

（趣旨）

第１条　この規程は，茨城県立医療大学学則（平成６年茨城県規則第108号）第12条第３項の規定に基づき，茨城県立医療大学入学試験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　委員会は，次に掲げる者をもって組織する。

（１）学長
（２）事務局長
（３）副学長
（４）各学科長及び各センター長
（５）専攻科長
（６）その他学長が必要と認めた専任の教授

（審議事項）

第３条　委員会は，次の事項を審議する。

（１）入学者選抜方法に関する事項
（２）学生募集に関する基本的事項
（３）入学試験問題に関する事項
（４）入学試験問題の作成及び採点に関する事項
（５）合否判定に関する事項
（６）入学試験に係る広報計画に関する事項
（７）その他入学試験に関する基本的事項

２　前項第４号に規定する事項は，副学長が掌理する。

（任期）

第４条　第２条第６号の委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，欠員により新たに委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　委員会に委員長を置き，学長をもって充てる。

（会議）

第６条　委員長は，委員会を招集し，その議長になる。

２　委員長に事故あるときは，副学長がその職務を代行する。

３　委員会は，委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

４　委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決し，可否同数のときは議長

の決するところによる。

（専門部会等の設置）

第７条 委員会は，入学試験を適切に実施するため，アドミッションセンター及び入学試験実施部会（以下「実施部会」という。）を置く。

２　アドミッションセンターの組織及び運営に関し必要な事項は，別に定める。

３　実施部会は，次に掲げる者をもって組織する。

（１）部会長

（２）副部会長

（３）各学科（看護学科においては助産学専攻科を含む。）及び各センターから選任された教員

（４）事務局教務課長

４　前項第１号及び第２号に規定する者については，委員長が任命する。

５　実施部会が所管する事項は，次のとおりとする。

（１）入学試験の実施に関する事項

（２）オープンキャンパスの企画及び実施に関する事項

（３）大学体験プログラムの実施及び各種進学ガイダンスへの対応に関する事項

（４）その他委員長が必要と認める事項

（関係者の出席）

第８条 委員長が必要と認めるときは，委員以外の教職員を出席させて説明を求め，又は意見を述べさせることができる。

（事務）

第９条 委員会に関する事務は，事務局教務課において処理する。

（委任）

第１０条 この規程に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員会の議を経て委員長が別に定める。

付 則

この規程は，平成７年４月１日から施行する。

付 則

１ この規程は，平成12年４月19日から施行する。

２ この規程の施行後最初に任命される第２第５号の委員の任期は,第４条の規定にかかわらず,平成 13 年３月 31 日までとする。

付 則

１　この規程は，平成 25 年４月１日から施行する。

２　入学試験企画部会に関する申合せ事項（平成 23 年 12 月 20 日）及び入学試験実施部会に関する申合せ事項（平成 23 年 12 月 20 日）は，施行日をもって廃止する。

付 則

（施行期日）

１　この規程は，平成 25 年 12 月 18 日から施行する。ただし，第 27 条，第 44 条及び第 45 条の規定は，平成 26 年４月１日から施行する。

（組織）

２　学長が専攻科長を兼ねる場合は，茨城県立医療大学企画調整会議規程第２条，茨城県立医療大学総務委員会規程第２条，茨城県立医療大学入学試験委員会規程第２条，茨城県立医療大学自己点検・評価委員会規程第２条及び茨城県立医療大学教育研究環境整備委員会規程第２条に定める組織において，学長が指名する教員が専攻科長として意見を述べるものとする。